

制定：平成 30 年 4 月 2 日

改定：2021 年 1 月 19 日

2025 年 2 月 1 日

日本技術士会九州本部倫理委員会会則

第1条 会の目的

本委員会は、九州本部に所属する技術士が直面する様々な倫理問題に対し、技術者としての倫理に関する人や組織の在り方等を明確にし、九州本部が企画する技術者倫理全般の活動を支援し、会員相互の研鑽を図るとともに技術士及び技術士を目指す技術者の倫理意識の醸成を図ることを目的とする。

第2条 活動方針

本会は第 1 条の目的を遂行するため下記の活動を行う

1. 九州本部が企画する技術者倫理に関する活動全般を担当する。
2. 九州各県支部からの要望により技術者倫理に関する講演等を支援する。
3. 九州管内の大学、高専からの要望による技術者倫理教育を支援する。
4. 官庁及び企業からの要望による技術者倫理に関する講演等を支援する。
5. 統括本部並びに他本部の倫理担当機関との情報交換を図るとともにネットワークづくりを目指す。

第3条 会員の構成及び任期

本委員会は、委員長、副委員長及び委員により構成される。各委員は、技術者倫理活動において、本委員会の代表者(担当者)として、活動する。

会員の業務分担並びに任期は以下の通りとする。

1. 委員長

委員長は、予め選出された委員の中から本部長が指名するものとする。委員長は本委員会を総括し、本会目的達成のための中心的役割を担う。

委員長は、第 2 条の企画・運営のほか、統括本部等の倫理委員等の情報収集を行う。

委員長の任期は 2 年を 1 期とし、3 期を限度とする。なお、前任委員長が任期を残し退任した場合は、次回委員長指名まで、副委員長が業務を代行する。

2. 副委員長

副委員長は、委員の中から委員長が推薦し、委員会の議決により決定する。本委員会の目的達成のために、委員長の職務及びその業務を補佐する。

副委員長の任期は、委員長の任期と同様とする。ただし、再任を妨げない。

3. 委員

委員は、委員長が九州本部及び九州本部所管の各県支部会員の中から推薦し、本部長の承認を得て、決定する。

委員は、第 2 条の諸活動に関して、講演会・研修会講師の担当及び推薦、委員会懸案事項の解決策や改善事項の提案を行う。

そのほか、講演会・研修会当日の作業を分担し、統括本部の倫理支援委員会への出席等、技術者倫理に関わる活動への参加・応援も行うことが出来る。

委員の任期は、委員長の任期と同様とする。ただし、再任を妨げない。

4. 特別顧問、顧問、参与

特別顧問は、委員長経験者または九州本部長経験者の中より推薦される。顧問は、技術士以外の本委員会の特段の発展に貢献のあった者の中より推薦される。参与は、委員長経験者以外の委員の中より推薦される。いずれも、委員会の議決により委員長が委任する。主な役目は、委員会に出席し、活動内容について助言等行う。特別顧問、顧問、参与の任期は、委員の任期と同様とする。ただし、再任を妨げない。また、任期中、本人の申出により退任を願う場合は、本人の意思を尊重し、委員会の議決により委員長が解任する。

第4条 委員会における会議等

本委員会の運営について審議・決定し会員相互の意思の疎通を図るため、定例会を開く。定例会は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

1. 開催日

定例会は年4回を原則とし、九州本部会議室等における対面若しくはリモートにおいて開催する。開催日程は年度ごとの活動計画に準拠するが、詳細日程は事前の定例会で決定するものとする。

2. 定例会の運営

- (1) 委員長は定例会に先立ち、議題・報告事項等の議事次第を委員にメールにて伝達するものとする。
- (2) 議題は、委員長が事前に提案し決定する。但し、委員長が必要と認めた場合は、メールにより委員の意見を求めることができる。
- (3) 定例会において第2条活動方針により本委員会が担当する講演会等の講師選定を行う。外部の方からの講師推薦があった場合も同様とする。講師推薦者は、速やかに講師との交渉を行い、委員長に報告する。
- (4) 定例会の議事録は、副委員長および委員の中から持回りで指名を受けた担当が作成し、副委員長の承認回覧後、参加した委員の過半数の承認を持って委員長の最終校正を行い、委員長が本部長へ提出する。

第5条 会則の改訂・管理

本会則は、委員会での決議により成立する。レビュー及び見直しは、委員の発議により行い、委員の2/3以上の賛同を持って改訂・更新できるものとする。

以上